

2025年（令和7年）8月15日

居宅介護支援事業所 管理者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

### 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書等の提出について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

藤沢市内の全ての居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算に係る算定を行う必要があります。

つきましては、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る報告書」を作成し、算定の結果、対象サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）について、同一法人の紹介率が80%を超えた場合は、次の書類を提出してください。

#### 1 令和7年度前期判定期間

2025年（令和7年）3月1日～8月31日

#### 2 提出書類

##### 【同一法人の紹介率が80%を超えている場合】

- (1) 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書
- (2) 正当な理由の有無に関する申出書

##### 【特定事業所集中減算の適用区分（加算区分）が変わる場合】

- ・特定事業所集中減算の適用区分が「あり」から「なし」になる場合  
又は、「なし」から「あり」に変更となる場合は、次の書類を提出してください。※変更がない場合は、提出不要です。
- (3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (4) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧

##### 【同一法人の紹介率が80%を超えなかった場合】

- ・書類の提出は不要ですが、各事業所において、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る報告書」を2年間保管してください。

裏面もご確認ください

### 3 提出期限

2025年（令和7年）9月15日（月）

### 4 提出方法

次の2次元コード又はアドレスから【e-KANAGAWA】にアクセスして、電子申請で上記の提出書類（1）～（4）のエクセルファイルをご提出ください。



[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=80314](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80314)

※窓口又は郵送による紙媒体での提出は受付していませんのでご注意ください。

### 5 提出書類の掲載場所

本市ホームページ内の次のページの関連リンクに提出書類等を掲載していますのでご確認ください。

#### 【掲載場所】

ホーム ＞ 健康・医療・福祉 ＞ 高齢者福祉・介護 ＞ 介護保険 ＞ 事業者の方へ ＞ 事業者指定・変更・加算届 ＞ 居宅介護支援 ＞ 特定事業所集中減算について

以 上

事務担当

藤沢市介護保険課

企画・事業所担当

電話：0466-50-8270